

残留性有機汚染物質の分析

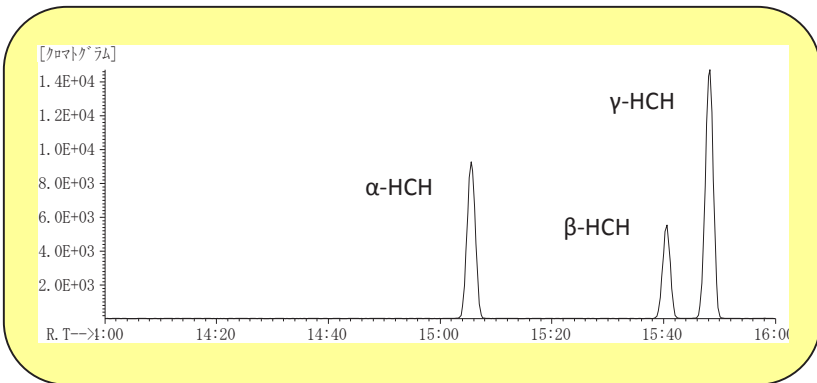
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）規制物質の分析

POPs条約では、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、かつ長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質(POPs：Persistent Organic Pollutants)を特定し、条約締結国における製造、輸出入、使用を原則禁止しています。これらの物質は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」によって「第一種特定化学物質」に指定され、その製造、輸入、使用が原則として禁止されています。規制対象物質については、条約の発効後も専門家会合（POPs検討委員会）による継続的な検討がなされてきており、新たに下記の物質を規制対象とすることについて、2009年5月の締約国会議（COP）へ勧告されることとなりました。経済産業省では、これらの新たな規制対象物質が我が国において製造等されている場合にはCOP会議での採択後約1年のうちに、化審法に基づき、その製造、輸入、使用の禁止や回収等の必要な措置を講じる可能性があります。

締約国会議（COP）へ勧告される規制対象物質

(平成21年3月3日 経済産業省ホームページより)

No	物質名	CASNo.	主な用途
1	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン (γ-HCH又はリンデン)	58-89-9	有機塩素系農薬
2	α-ヘキサクロロシクロヘキサン (α-HCH)	319-84-6	リンデンの副生物
3	β-ヘキサクロロシクロヘキサン (β-HCH)	319-85-7	リンデンの副生物
4	ポリブロモジフェニルエーテル (臭素数が4~7のものに限る)	—	プラスチック難燃剤
5	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	プラスチック難燃剤
6	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	有機塩素系農薬
7	クロルデコン	143-50-0	有機塩素系殺虫剤、殺菌剤
8	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 又はその塩	1763-23-1	防水剤、防汚剤、界面活性剤
9	パーフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF) 又はその塩	307-35-7	No.8の前駆体



GC/MSによるヘキサクロロシクロヘキサンの分析事例

分析条件 (ヘキサクロロシクロヘキサン) の例
 カラム 5%ジフェニルジメチルシロキサンのカラム
 GC温度条件 50°C (1min)→10°C/min→280°C
 注入方式 スプリットレス法



GC/MS分析装置

上記の物質分析について、お問合せください。